

## 吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条  
並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

2022 年 7 月 1 日

朝日インテック株式会社  
フィルメック株式会社

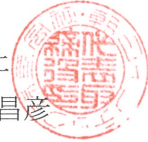


2022年7月1日

## 吸収分割に関する事後開示事項

朝日インテック株式会社

代表取締役 宮田 昌彦



フィルメック株式会社

代表取締役 大澤 稔也



朝日インテック株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びフィルメック株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2022年3月10日付吸収分割契約書（以下「本分割契約」といいます。）を締結し、本分割契約に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、分割会社の医療機器 ODM・OEM 製造販売事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

### 記

#### 1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2022年7月1日

#### 2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

##### (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 に基づき、分割会社に対して本吸収分割の差止めを請求した株主はいませんでした。

##### (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定する場合（簡易吸収分割）に該当し、会社法第 785 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項ただし書きの規定により同条の規定による手続は不要であるため、かかる手続は行っていません。

##### (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っていません。

**(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過**

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2022 年 5 月 23 日付の官報及び電子公告にて同社の債権者に対し公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

**3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）**

**(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過**

会社法第 796 条の 2 に基づき、承継会社に対して本吸収分割の差止めを請求した株主はいませんでした。

**(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過**

本吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項の規定する場合（略式吸収分割）に該当し、会社法第 797 条第 3 項の規定により同条の規定による手続は不要であるため、かかる手続は行っていません。

**(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過**

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2022 年 5 月 23 日付の官報及び電子公告にて同社の債権者に対し公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

**4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）**

承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、本吸収分割に基づき、分割会社の ODM・OEM 製造販売事業に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が、分割会社から承継した資産及び負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：約 192 百万円（概算）

承継負債の額：約 67 百万円（概算）

**5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）**

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも 2022 年 7 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

**6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）**

該当事項はありません。

以 上